

平成 31 年度 通知書発送予定日

固定資産税・都市計画税	… 5月10日(金)
市民税・道民税 (特別徴収)	… 5月21日(火)
市民税・道民税 (普通徴収・年金からの天引き)	… 6月12日(水)
軽自動車税	… 5月10日(金)
国民健康保険税	… 6月12日(水)
介護保険料	… 6月12日(水)
後期高齢者医療保険料	… 6月12日(水)

平成31年度分

納税 通知書を 納入 通知書を お送りいたします

今年度の通知書には「平成 31 年度」と表記しています。今月から新元号に変わりますが、平成 31 年度の納付書は納付機関で問題なくご使用いただけます。

国民健康保険税

国民健康保険税は前年中の所得に基づき算定されます。

【医療分】①～③の合算額で課税限度額は 58 万円

- ①所得割 (前年所得 - 33 万円) × 8.3%
- ②均等割 加入者 1 人につき 2 万 4,000 円
- ③平等割 1 世帯につき 2 万 5,500 円

【後期高齢者支援金等分】

- ①～③の合算額で課税限度額は 19 万円
- ①所得割 (前年所得 - 33 万円) × 1.7%
- ②均等割 加入者 1 人につき 5,300 円
- ③平等割 1 世帯につき 6,000 円

【介護分】①～②の合算額で課税限度額は 16 万円

- ①所得割 (前年所得 - 33 万円) × 1.8%
- ②均等割 加入者 1 人につき 9,600 円

か、高額療養費支給額などが正しい区分で判定されませんのでご注意ください。
詳細は国保年金課(☎381-1028)へお問い合わせください。

納税の相談はお早めに

市税は、教育や福祉など、みなさんが安心して暮らしていくための行政サービスを提供する大切な財源です。

やむをえない事情で、納期限までに納税できない場合は、お早めに納税課(☎381-1013)へご相談ください。

納期限までに納税されない場合は「滞納」となり、延滞金も発生します。

市税を公平に負担していたために、市税滞納の解消と防止に向け取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

各種保険料の納付

介護保険料と後期高齢者医療保険料も納期限までに未納の場合、市税と同様「滞納」となり、延滞金も発生します。やむをえない事情で納期限までに納付できない場合は、お早めに医療助成課(☎381-1403)へご相談ください。

- ▼軽減の対象が広がります
右表の②均等割と③平等割は、世帯の所得などに応じて軽減されます(申請不要)。
- ▼課税限度額の引き上げ
医療分の課税限度額を、4万円引き上げます。
- ▼軽減の対象となる方は
忘れずに申告または申請を
- 国保税の納税義務者で、前年中は無収入だった方
- 収入が障害年金・遺族年金・雇用保険の給付金などの非課税所得のみの方
- 解雇や雇い止め、倒産などで離職を余儀なくされた方
- 申告または申請を忘れた場合は、軽減対象から外れるほ

市民税・道民税

江別市に住んでいる人が納める税金の1つに住民税があります。これは市民税と道民税を総称したもので、2つ合わせて住民税として課税され、納めることになっています。

point 1

どんな人に課税するのですか？

毎年1月1日現在、市内に住所があり、一定の所得を超える方は、所得額に応じて課税されます（課税されない方は左表のとおり）。

市民税・道民税が課税されない方

均等割も所得割もかからない場合

- ① 未成年の方、障がいのある方、寡婦または寡夫に該当する方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方
- ② 扶養親族がいない方で、前年の合計所得金額が35万円以下の方
- ③ 扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が{本人+扶養人数}×35万円+21万円以下の方
- ④ 生活保護法によって生活扶助を受けている方

所得割がかからない場合

- ① 扶養親族がいない方で、前年の総所得金額等が35万円以下の方
- ② 扶養親族がいる方で、前年の総所得金額等が{本人+扶養人数}×35万円+32万円以下の方

※扶養親族の人数には、16歳未満の年少扶養親族を含みます。

point 2

税額はどのように計算するの？

均等割と所得割という2種類の方法で税額を算出し、納税義務者に課税しています。

【均等割額】

均等割は一定額以上の所得のある方が、等しく同じ額を負担する税金です。

平成31年度の均等割額は、4千円です。これに、防災に必要な財源確保の特例として、千円が加算され、合計5千円が課税されます。

【所得割額】

所得割は個人の所得に応じて負担する税金です。前年中の所得金額や所得控除額などから算出される税額です。



均等割額

5千円（市民税 3,500円、道民税 1,500円）

※平成26年度から令和5年度までの間、防災に必要な財源を確保するため、均等割額に千円（市民税 500円、道民税 500円）が加算されています。

所得割額

課税標準額×税率（10%）－税額控除額

※課税標準額＝前年の総所得額－所得控除金額

※土地・建物の譲渡所得など、所得の種類によっては、計算方法が異なります。

point 3

納付はいつしたら良いの？

●給与所得の方

原則6月から翌年5月までの毎月、給与から天引きされます（特別徴収）。

●事業を営む方など

7月1日（月）、9月2日（月）、10月31日（木）、翌年1月31日（金）の年4回、直接個人で納めます（普通徴収）。

●年金収入のある方

年齢や年金額などにより、普通徴収または年金からの天引きとなります（選択制ではありません）。

また、昨年の4月3日から今年の4月2日までに65歳になった方は、年度の途中で年金からの天引きが始まりますので、それまでは普通徴収となります。

※給与と年金など、複数の収入がある方は、各収入ごとに納入方法が異なる場合があります。

☎ 381・1012
【詳細】市民税課市民税係

固定資産税・都市計画税

【詳細】資産税課 ☎ 381・1404

point
1

納税義務者は？

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地や家屋、償却資産（※1）を所有しており、土地・家屋登記簿や補充課税台帳、償却資産課税台帳に、所有者として登記または登録されている方に課税されます。

都市計画税は、土地・家屋が市街化区域内に所在する場合に課税されます。

※1 事業用の機械、器具、備品など

point
3

税額はどのように計算するの？

土地、家屋、償却資産の評価額をもとに算出した、「課税標準額」に税率をかけて税額を算出しています。

【固定資産税】

課税標準額×税率（1・4％）

【都市計画税】

課税標準額×税率（0・3％）

納税通知書には「固定資産（土地・家屋）課税明細書」を添付しています。

point
2

納期はいつですか？

納期は5月、7月、9月、12月の年4回です。

現況調査にご協力を！

土地と家屋の調査を行っています。調査の際は内部に立ち入りさせていただく場合がありますのでご協力をお願いいたします。なお、調査員は「固定資産評価補助員証」を携行しています。



▼新築住宅の固定資産税の軽減期間終了

平成27年（マンションなどの3階建以上の中高層耐火住宅は平成25年。ただし長期優良住宅を除く）に新築された住宅の固定資産税は、これまで軽減されてきましたが、軽減の期間が平成30年度で終了したため、平成31年度から本来の税額に戻ります。

なお、これまで軽減されていた税額は、昨年度までの納税通知書の2枚目に記載されていますので、ご確認ください。

納税の猶予制度

下記に該当する方は納税を猶予される場合があります。

● 徴収の猶予

災害や病気、事業の廃止などの理由により、市税を一時に納付できないと認められる場合。

● 換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがある場合。

インターネット公売のお知らせ

差し押さえた不動産や動産（自動車など）をインターネット上で購入することができます。

インターネット公売の開催状況など、詳細は市ホームページの「くらしの情報」から「税金」のページに進み、インターネット公売のページをご覧ください。

ポイント

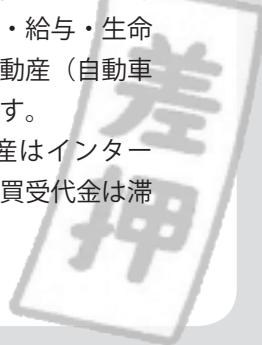
納期までに納税できないときは、早めに納税課に相談しましょう！

② 滞納処分が行われます

督促状や催告書を発送した後も未納が続く方には、滞納している税を強制的に徴収する「滞納処分」を行う場合があります。

滞納処分は、債権（預貯金・給与・生命保険など）のほか、不動産や動産（自動車など）の財産も対象となります。

差し押さえた不動産や動産はインターネット公売などで売却され、買受代金は滞納税に充てられます。



軽自動車税の減免

下表に該当する方は減免制度があります

対象者	対象となる軽自動車
① 重度の身体障がいまたは精神障がいがある方 ※以下「身体障がい者など」と表記	①の方が所有し運転するもの
② 重度の身体障がい者など同一生計の方	②の方が所有し、当該身体障がい者などのために運転するもの（当該身体障がい者などが運転する場合を含む）
③ 重度の身体障がい者などのみの世帯の方	③の方が所有し、当該身体障がい者などのために常時介護する方が運転するもの
④ 右の軽自動車を所有する方	身体障がい者などの利用のための構造を持つもの

● 減免手続きに必要なもの

交付を受けている手帳（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳など）／運転免許証／印鑑（スタンプタイプの簡易印鑑は不可）／車検証／車所有者のマイナンバーカード（マイナンバーカードがない場合は、通知カード＋運転免許証など）

● 申込先・申込期限

5月31日（金）までに市役所 10 番窓口で手続きを。納税通知書が届いてから申請される方は、納税前に手続きしてください。詳細は市民税課税制係（☎ 381-1012）へお問い合わせください。

納税義務者は？
毎年4月1日現在、原動機付自転車、トラクターなどの小型特殊自動車、軽自動車、2輪小型自動車を市内で所有または使用している方に課税されます。

納付はいつまで？
納期限は5月31日（金）です。
▼ 口座振替をご利用の方へ
6月中旬頃から口座振替済通知書と車検用納税証明書を送ります。5月下旬～6月中旬に車検の有効期間満了となる車両は、昨年度の車検用納税証明書で早めの車検をお勧めします。今年度の納税証明書が必要な方はご連絡を。

よくある質問
Q 軽自動車を4月中旬に売却したのですが、納税通知書が送られてきません。現在は所有していないのに課税されるのですか？
A 軽自動車税は4月1日時点での所有者が納税義務者となります。月割制度はありませんので、全額が課税されます。

point 1

軽自動車税

point 2

詳細 市民税課税制係
☎ 381-1012



ちょこっと Q & A

税金を滞納したらどうなりますか？

【詳細】 納税課 ☎ 381-1013

納期限までに納税できませんでした。税金の支払いが難しいのですが、市役所には相談していません。このまま未納状態が続くと、どうなるのでしょうか…？

未納

① はじめに督促状が届きます

定められた納期限までに納税されない場合、督促状を送付します。その後も未納の場合は、納付案内コールセンターから電話による呼びかけを行うほか、催告書なども送付します。

未納

